

**令和7年全日本柔道選手権大会新潟県予選会**  
**令和7年皇后盃全日本女子柔道選手権大会新潟県予選会**

**要 項**

- 1 主 催 新潟県柔道連盟
- 2 主 管 新潟県柔道連盟強化委員会・同連盟事務局
- 3 日 時 令和6年12月15日(日)開場 午前8時 受付 午前8時30分 開会 午前9時30分
- 4 会 場 新潟市鳥屋野総合体育館 武道館(新潟市中央区神道寺南2-3-46 tel 025-241-4600)
- 5 参加資格 (1) 選手は日本国籍を有し、全日本柔道連盟に登録していること。  
(2) 選手は新潟県に居住、勤務、在学のいずれかに該当する者であること。  
(3) 女子選手は大会当日、中学2年生以上の者(令和7年皇后杯全日本女子柔道選手権大会当日において中学2年生以上の者)であること。
- 6 競技種別 男子個人及び女子個人
- 7 試合方法 体重無差別とし、試合はトーナメント戦またはリーグ戦で行う。
- 8 審判規程 (1) 国際柔道連盟試合審判規定及び本大会申し合わせ事項による。  
(2) 試合時間は、男子、女子とも5分間とする。  
(3) スコアは「一本」「技あり」「有効」の3種類とし、「技あり」2つで合せ技「一本」とする。抑え込みの時間は、20秒間で「一本」、15秒以上で「技あり」、10秒以上で「有効」とする。  
(4) 「指導」による罰則は、4回目が与えられた時点で「反則負け」とする。  
(5) 試合時間内に勝敗が決しない場合は、判定にて勝敗を決する。  
判定基準は試合態度、技の効果と巧拙、及び反則の有無等を総合的に比較する。攻撃を高く評価するため「指導」の数のみを持って判定の材料とはしない。  
(6) 立ち姿勢において、相手と組んだ状態で攻撃・防御のために、相手の帯から下を掴む(触れる)ことは反則(指導)とはしない。但し、相手と組んでいない状況で直接相手の帯から下へ攻撃を行うことは反則(指導)とする。  
(7) 参加選手は、背部に所属名と苗字(姓)を明示したゼッケンを縫い付けること。  
(8) 試合者は、下記規格の白柔道衣を着用すること。  
ア 柔道衣について  
全柔連柔道衣規格に合格した柔道衣(上衣、下穿、帯)を着用すること(2022年1月から国際柔道連盟が改正した柔道衣コントロールで実施する。)※詳しくは別紙を参照すること。  
イ 帯について  
国際柔道連盟公認マークまたは全柔連認証番号ラベル(“JU”と4桁の数字が入ったラベル)がついている帯を着用すること。(女子の黒帯は、白線の入っていない帯を使用すること。)  
ウ 柔道衣の大きさ又は規格が規定に合わない場合は、出場を認めない。(主催者は予備の柔道衣を準備しない。)
- 9 表 彰 第1位から第3位まで表彰する。
- 10 参加申込 (1) 申込締切 令和6年12月4日(水)必着  
(2) 申込方法 所定の申込様式に必要事項を記入し申し込むこと。  
なお、大会事務局が申込みを受理した際は、申込み責任者宛に結果連絡いたします。申込み手続きを済ませながら、大会事務局から連絡が無い場合は、以下申込先にお問い合わせください。  
(3) 参加費用 選手1名につき 1,500円(大会当日、受付時に徴収する。)  
なお、**参加申込み後の欠場については、大会前々日(12月13日(金))正午までに申込先に連絡することとし、以降は欠場を認めず、参加費用を収めることとなるので留意すること。**  
(4) 申込先【郵 送】〒950-2024 新潟市西区小新西2-21-1 新潟県警察学校  
(事務局) 新潟県柔道連盟強化委員会 小林大輔 宛 電話 025(267)5723

【メール】 [narita.top.road.v1@gmail.com](mailto:narita.top.road.v1@gmail.com)

※可能な限りメールでお申込みください。

- 11 組合せ 新潟県柔道連盟強化委員会が行う。
- 12 上位大会 以下の選手を令和7年3月9日（日）富山県で開催される令和7年北信越柔道選手権大会の本県代表選手とする。
  - (1) 男子 （3名が出場権獲得）
    - ア 推薦選手
      - （ア） 星野太駆選手（新潟県警察） ※令和6年全日本柔道選手権大会出場
      - （イ） 丸山晃志選手（新潟県警察） ※令和6年全日本柔道選手権大会出場
    - イ 本大会上位1名の者
  - (2) 女子 （3名が出場権獲得）
    - 本大会上位3名の者
- 13 選手選考 令和7年北信越柔道選手権大会及び同女子柔道選手権大会において上位入賞した選手を、令和7年北信越国民スポーツ大会柔道競技成年男子種別及び第79回国民スポーツ大会柔道競技女子種別の代表候補選手とする。
- 14 保険等
  - (1) 主催者が参加者全員に対して傷害保険の加入手続きを行う。  
傷害保険請求に関しては、所属団体の担当者が直接保険会社に請求を行うこと。
  - (2) 競技中の応急処置は主催者側で行い、当連盟が加入する傷害保険の範囲内で責任を負う。